

令和4年 第7回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 7月28日(水) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

2番 坂本 実 3番 橋口 昌央 5番 永友 定己
6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸 8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名
1番 橋口 卓史

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第30号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第6 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第7 議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の取り消しについて
- 第8 議案第34号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面
積について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 兵藤 衣重 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします
ます。

[議長]

ただいまから、令和4年第7回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立して
おります。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の橋口卓史推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がござい
ます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につ
きましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、2番松井正一郎委員を指名
いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたしま
す。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日7月28日の1
日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、7月の業務報告について、でございます。

13日に常設審議委員会が開催をされまして、当町の案件は一件あり、審議をいただきました。

19日に国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区に関する準備会4回目が、開催をされております。

22日ですけど、農業委員会との意見交換会で農業会議が移動農業会議を開催されまして、宮崎県の農業会議外山事務局長ほか4名の方が来庁をされ、意見交換会をいたしました。

当町からは、農業委員・最適化推進委員の9名と事務局職員4名で対応をしたところでございます。

7月の総会関係ですけども、22日に現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

続いて、8月の業務計画でございます。

5日に農地情報公開システム操作研修会が、Web形式で行われます。

17日に、宮崎県女性農業委員連絡協議会総会と研修会が、開催をされます。坂元委員に出てもらう形で、事務局職員と一緒に出席をします。

19日に農地実務担当者研修会が、開催をされます。

23日になります。農業者年金加入推進特別研修会が、開催をされます。

26日になります。農業委員の時期改選における女性登用に関する要請活動で、県の農業会議が高鍋町長と議長に対して、直接訪問をして、要請が行われます。その際に、会長と女性農業委員であります坂元洋子委員も同席となっております。

8月の総会関係につきましては、22日が現地調査、29日が総会となっております。よろしくお願いいたします。

[事務局]

3ページを御覧ください。

県進達経過報告書を申しあげます。

農地法第5条、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの一般個人住宅用地の件、〇〇

〇〇さん、〇〇〇〇さん一般個人住宅敷地の件、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん一般個人住宅の排水管設備の件、7月13日付けで許可となっております。以上です。

4ページを御覧ください。

「農地法第3条の3の規定による届出書について」は記載のとおり、〇〇〇〇1件で、御覧のとおりでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

農地移動適正化あっせん事業取り下げ願いについてです。

1番 申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 5, 248㎡

令和4年第5回高鍋町農業委員会総会において、坂本実推進委員及び坂本幸推進委員があっせん委員に指名された売渡し申出について、6月25日付けで取下げ願が提出されました。

理由につきましては、申出者から、一旦取下げをしたい旨の申し出があったものでございます。

[議長]

ただいまの報告2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第30号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6ページをお開きください。議案第30号「農地移動適正化あっせん

事業について」です。

1 番 令和4年7月5日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 畑 6, 137㎡

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し 申し出 担当委員 7 番 坂本 幸 推進委員

順番委員 3 番 橋口 昌央 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件につきましては、申請者が○○○○委員本人に関する案件ですので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、○○○○委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

○○○○委員は、退室をお願いします。

【○○○○委員 退室】

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。9ページをお開きください。

議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
登記地目 畑 現況 雑種地 17㎡
申請人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6 番。

[6 番]

はい。6 番。説明します。申請者、〇〇〇〇さんの太陽光発電施設の一部 17㎡の転用の追認申請です。

現地は〇〇を過ぎ、くねくねと坂を上りきった先に〇〇〇〇さんの住宅があり、その北側にあります。

12 ページを見てください。平成25年に****番*、****番*に太陽光発電施設を設置していましたが、この度土地台帳の整理を始めたところ、****番*、17㎡の農地が含まれていることが判明し、違法状態を訂正し、今後も施設用地として利用していきたいので、改めて申請することになりました。

書類には今後、十分に注意し、農地法の趣旨をよく守ると、始末書が添付されていきました。

申請地の雨水は、地下浸透で処理します。土砂流出などについては、砂利を敷き、被害を防ぎます。

資金については、追認につき、工事費なしです。

以上、説明終わります。審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、おおむね10ha以上の農地の区域内にあることから、第

1種農地と判断されます。隣接する土地と同一事業の目的に使用し、転用面積が総面積に占める割合が3分の1以内を超えないため、不許可の例外に該当します。

申請地には、条件付き所有権移転仮登記がありますが、仮登記設定者と協議済みのため問題はないということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員は、席へお戻りください。

【〇〇〇〇委員 入室】

日程番号6、議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。15ページをお開きください。

議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 322㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、資材置き場です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番。説明いたします。今回の案件は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇様への所有権移転でございます。

移転する理由としては、資材置き場の拡張のためとなっております。

17ページを御覧ください。場所につきましては、〇〇線、〇〇の〇〇の横の〇〇坂を上っていただきますと、〇〇というのがありますが、そこから北西の方向に入りまして、約600m行きますと、通称〇〇坂と言いますが、〇〇坂からあがってきたところの交差点になります。その交差点を右に入りますと、〇〇さんの土場が既にあります。その土場に隣接をしていた〇〇〇〇さんのお茶園があるわけなのですが、お茶園といっても、垣根かなと言っていいくらいのお茶が植わっておりました。そこを今回資材置き場の拡張、拡大ということで申請があがってきております。

土砂の流出等については、お茶を抜いて、そこに土手を作って、土砂の流出はないようにするということです。

水は、土場の西側に町道があります。町道に道路排水がありますが、雨水はその排水に流すということで、建設管理課の許可は取れているみたいです。

汚水については、発生をいたさないということでございます。

よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたら申し上げます。

[事務局]

はい。申請地は、おおむね10ha以上の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。転用目的が、申請地の南側に隣接する資材置き場の拡張であるため、不許可の例外に該当します。

申請地の西側に勾配を付け、雨水柵を新設して、道路側溝へ排出するという計画です。

申請地は、埋蔵文化財包蔵地ではありますが、土地造成について社会教育課と協議済みです。

資金については、自己資金で賄うとのことで、事業費を上回る通帳の写しが申請書に添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。15ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

登記地目 畑 現況 宅地 274㎡

使用貸借権の設定です。

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇 ほか1名

転用目的は、一般個人住宅用地です。

担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番。説明いたします。この案件は〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの娘さん夫婦となっております。一般個人住宅用地として、借り受けるということでございます。

場所につきましては、21ページを御覧ください。それを見てみますと、〇〇とありますが、その南側に入った一つ目の通りでございます。

そこは現地調査をしましたところ、既に盛り土がされておりました。砂利が敷いておられました。それにつきましては、〇〇〇〇さん本人に確認しましたところ、〇〇〇〇さん本人の記憶にはないということでございまして、多分じいちゃんの頃にされたのだろうということで話を聞いております。それにつきましては、始末書が添付されております。それと親子が娘さん夫婦なのですが、娘さんと娘さんの旦那さん2人で、この土地を借り受けるということになっております。

周囲は住宅地となっており、現状三方にブロックがついてあります。土地の流通については、別に問題なかろうと思われまます。

生活排水等につきましては、北側にすぐ道路ができていますので、そちらの方に流すということです。

また、雨水につきましては、道路排水がありまして、そちらの方に流しますということで、万一問題が発生した際には、自分たちで責任を持って、解決をいたしますということでございます。

建設費につきましては、借入総額が〇〇〇〇円、土地代は0円。親子関係の貸し借りですので、建築費が〇〇〇〇、諸経費が〇〇〇〇となっております。合計〇〇〇〇。これにつきましては、〇〇〇〇からの融資証明が添付されております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第2種中高層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。

申請地の雨水の処理について、道路側溝へ排出するということですが、道路側溝への排水や工事については、町の建設管理課と協議済みです。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第33号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

利用権設定です。

1番から6番まで、6件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略いたします。

1番の案件につきましては、「利用権を設定する者が」が〇〇〇〇委員本人である案件でありますこと、また、2番の案件につきましては、「利用権を設定する者」が、〇〇〇〇委員本人が相続人の一人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、〇〇〇〇委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

〇〇〇〇委員は、退室をお願いします。

【〇〇〇〇委員 退室】

1番から2番まで、2件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 747 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った、新規の利用権貸借でございます。

申請地は、〇〇〇〇さんのハウスがある四棟の東側に道路挟んで前の方に申請地はございます。現状は早期水稻が植えてありました。

期間は10年で、賃借料はありません。先ほど〇〇〇〇さんから聞いたところ、〇〇〇〇さんは、先輩で、いろいろとお世話になっているということで、賃借料はいらぬということでした。耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 2, 774 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇がある建物のすぐ北側でございます。現状は飼料稲が植えてありました。

期間は10年で、賃借料は10a 当り〇〇〇〇円だそうです。

耕作者は、同じく〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

はい。どうぞ7番。

[7 番]

2番の〇〇〇〇さん、もう亡くなっておられるわけなんですけども、契約はOKなんですか。

[議長]

はい。事務局。

[事務局]

はい。お答えします。こちらおっしゃるとおり、〇〇〇〇さんはお亡くなりになっております。未相続農地として、登記の名義人を変えてらっしゃらない状態です。こういったときの契約は法定相続人を戸籍取って調べまして、〇〇〇〇さんの場合は、奥様とお子さん3人に相続権があります。奥様とお子様3人全員の署名をいただいて、契約を成立させております。以上です。

[議長]

そのほかございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から2番まで、2件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から2番まで、2件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

〇〇〇〇委員は、席へお戻りください。

【〇〇〇〇委員 入室】

それでは、次の3番から6番まで、4件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 1, 594 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。申請地は、一番最初に〇〇〇〇さんのところで説明しました〇〇〇〇さんところのハウスの説明した申請地のすぐ右横になりま

す。現状は早期水稻が植えてありました。

期間は10年で、賃借料は10a当り玄米で〇〇kgだそうです。
耕作者は、同じく〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 452㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇から東へ県道を70mほど行き、十字路を南へ50mほど行った、道路のすぐ左側に申請地はございます。現状は草が生えていまして、ちょっと耕作されていなかったのですが、耕作者の〇〇〇〇さんに聞いたところ、昨年からエンバクを植えているということで、今年も植えたいというような話を聞いております。

期間は10年で、賃借料は10a当り玄米で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 186㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社への中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。

申請地は、〇〇の2筆は、〇〇から西へ50mほど行った、左側の排水があったところの一段下に申請地はございます。現状は稲が植えてありました。2筆ありますけども、実際は1筆の状態になってありました。

残りの〇〇の****番から下の4筆は、こちらも〇〇〇〇さんのハウスがある四棟側の西側に4筆が道路に沿って連なっております。現状は飼料稲が植えてありました。

期間は10年で、賃借料は10a当り、玄米で〇〇kgです。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。28ページをお開きください。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 947㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っての新規の利用権の設定です。

申請地は〇〇地区の〇〇から東へ100m行った、右側の農地で2,852㎡、道路を挟んで南側の947㎡、そして1,691㎡、また、2,434㎡の農地で、合計7,924㎡の水田です。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。現地を確認したところ、水稻が作付けされておりました。

期間は10年間で、金額は10a 当り玄米で〇〇kgとのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

[1 番]

一ついいですか。

[議長]

はい。1 番。

[1 番]

これ〇〇〇〇さんが作られるということなのですが、この案件は、これ飼料稲は分かるのですが、エンバクっていうのは、どういうのですか。牛の餌なのですけど、〇〇〇〇さんの牛はいないでしょ。

[推進委員 8 番]

私も確認を取ったわけではないのですが、一応電話では聞いたところは、去年そういった形で提携を取っているのかどうかの確認ははっきりと取れてはいませんが、そういった形の話聞いたので、説明いたしました。

[議長]

はい。どうぞ。

[推進委員 5 番]

牛をやっている〇〇の名前をちょっと忘れたけど、〇〇か〇〇のどちらかです。〇〇〇〇さんは後の方です。その前は、さっきエンバク言われたのは、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇さんが後、〇〇の管理の方もほとんど〇〇〇〇さんだったです。現場を見たときに。以上です。

[1 番]

はい。分かりました。

[議長]

そのほか何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

3 番から 6 番まで、4 件の案件について、一括して採決することといたします。

3 番から 6 番まで、4 件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号 8、議案第 3 4 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく下限面積について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。29 ページをお開きください。

議案第 3 4 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく下限面積についてです。

説明は次の 30 ページになります。

「農業委員会の適正な事務実施について」農林水産省経営局長通知の一部改正により、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は改正の必要性について審議することになったことから、今年度の下限面積（別段面積）について以下のとおり提案します。

方針でございますが、下限面積については、法律で定められた50aとし、別段の面積の設定は行わないものです。

理由でございますが、町内で50a以上の農地を耕作している農家が全農家戸数の8割を超えており、耕作放棄地の占める割合が低い現状にあるためです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和4年第7回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(閉会 14時40分)

高鍋町農業委員会会議規則第12条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 番

署名委員 2 番